

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料（保育料）が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までは住民税非課税世帯の子供たちが対象になります。

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者】

- **幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子ども**(自由契約児を除く)

満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化します。

- **0歳から2歳までの子ども（住民税非課税世帯が対象）**

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園を利用している場合は、無償化の対象となるための認定などの手続きが必要です。

【対象施設・事業】

- 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、**地域型保育（※1）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象**となります。

※1 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

【無償化にならないもの】

- 給食費、通園バス代、教材費等の実費徴収する分。
※ ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちなど一定の条件により副食費（おかず・おやつなど）が免除の対象になります。
- 幼稚園については、月額上限2万5,700円を超える分。

さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育園等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※ 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。町内保育園入所要件と一部異なります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、**最大月額1万1,300円(0歳から3歳までの住民税非課税世帯の子どもは1万6,300円)までの範囲で預かり保育の利用料(保育料)が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※ 保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

※ 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。町内保育園入所要件と一部異なります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料(保育料)が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

※ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。